高知県人権施策基本方針ー第1次改定版ー 平成27年度取組状況の概要

平成 29 年 1 月 高知県文化生活部人権課

平成 26 年 3 月に策定した「高知県人権施策基本方針-第 1 次改定版-」は、 人権教育・人権啓発の基本的な方向性を明らかにするとともに、県民に身近な「同 和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「エイズ患者・H I V感染者等、ハ ンセン病元患者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」 「災害と人権」の 10 の人権課題の解決に向けて施策を着実に推進していくための 基本方針と具体的な取組を定めています。

この取組については、計画の最終年度である「平成30年度の目指すべき姿」や数値目標等を「達成目標」として掲げ、PDCAサイクルによる進捗管理を行うこととなっています。本概要は、高知県人権施策基本方針を所管する人権課が平成27年度の取組状況について確認し、取りまとめたものです。

取組状況の全体概要

1 進捗状況

平成27年度の取組件数の実数は、117件であり、ほとんどの取組が目標を達成、 または目標に向けて進んでいることを確認しました。

参加者数やアンケート結果等の数値化が可能な目標を設定し、取り組んでいる52件のうち、平成27年度の目標を達成できた取組は18件、平成30年度の達成目標に向けて進んでいる取組は24件でした。また、目標達成に向けた進み方が遅い取組は1件、平成27年度の目標を達成できなかった取組は9件でした。

数値化が難しいことから質的な目標を設定し、取り組んでいる 65 件については、 全ての取組みが、平成 30 年度の達成目標に向けて進んでいました。

2 取組結果への対応

平成 27 年度の取組のうち、目標達成に向けた進み方が遅い取組や平成 27 年度の目標を達成できなかった取組に対しては、啓発手法や成果が出ている取組例を紹介するなど、担当課に改善策を提案しました。

また、数値化が難しいことから質的な目標を設定し、取り組んでいる取組に対

しては、取組内容に合った効果検証方法を紹介し、より進捗状況が把握できるよう提案しました。

このようにPDCAサイクルによる進捗管理により把握した課題を改善し、「平成 30 年度の目指すべき姿」に向けて着実に取り組んでまいります。

個別課題ごとの取組状況の概要

1 同和問題

同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を通して人権尊重の意識が確立されるよう、あらゆる機会を通じた教育や啓発を実施しました(取組数:30件)。

* 「部落差別をなくする運動」強調旬間における講演会等の実施

参加者は 483 人で平成 26 年度 (378 人) より 100 人以上増え、感想も「とても良かった」「良かった」の割合が講演会 85%、映画 91%と、映画の内容、監督の講演共に高い評価を得た。参加者アンケートの結果は、「人権問題への関心や深まり」が「大変深まった」「まあまあ深まった」が 86%を占めた。また、「行動化への思い」は、「偏見や差別をしない」「知識を深めたい」「他の人権のイベントに参加したい」など、前向きな姿勢を示したものが 91%を占めた。

また、「事業の継続性」についても 95%が「行うべき」だと答えており、 今後も県民に対する啓発事業を継続していく必要がある。

* (公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施

県内企業や団体等への研修講師の派遣 (研修回数 207 回のうち同和問題 52 回)

研修では、「ロールプレイ」の手法を取り入れた研修方法を行った。振り返りシートでの評価は、「今日の研修で、今後のあなたの生活や仕事にいかせることがありましたか?」が「けっこうあった」「まあまああった」が 92% を占めた。

2 女 性

家庭や職場、地域など、あらゆる場で女性と男性が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野にともに参画する「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を実施しました。

また、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や相談員のスキルアップを図る研修や相談体制の充実、DV被害者の保護、自立への支援に関する取組を実施しました(取組数:40 件)。

* ソーレでの講演や講座等の実施、団体や市町村の取組支援等による啓発

男女共同参画推進月間講演会の開催(参加者数:69人)、出前講座&ウェルカムセミナー、職員による研修・講演(参加者数:のべ2,893人)等地域版男女共同参画講座は、前年度開催が1カ所、参加者 52人であったが、27年度は2カ所113人と増加がみられた。

* 次世代育成支援企業認証事業の実施

企業訪問による認証制度の周知 訪問実績:283 社

平成27年度末認証企業数:148社

企業訪問による認証制度の周知目標及び認証企業数の目標を達成し、認証 制度やワーク・ライフ・バランスの周知・啓発ができた。

3 子ども

子どもの人権や個性を尊重した教育、また、子ども自身が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身に付ける教育を推進するとともに、いじめ、不登校、体罰根絶の推進に取り組みました。

また、家庭や地域の役割の重要性を周知するなど、子どもの人権に関する社会的関心の喚起・意識啓発や児童虐待の防止対策等の取組を実施しました(取組数:53件)。

* 親育ち支援啓発事業

良好な親子関係や子どもへのかかわり方について理解を深めるための保護者研修(参加者数:のべ 999 人)、親育ち支援の必要性や支援方法等について理解を深めるための保育者研修(参加者数:のべ 734人)

保護者研修への参加者の評価は高く、学んだことを行動に移そうとする意識の醸成につながっている(「子どもへのかかわりが大切」と回答した割合:99.4%、「前回講話によりその後の子育てに変化があった」と回答した割合:90.3%)。

また、保育者研修への評価も高く、親育ち支援の必要性や支援方法についての理解が深まり、園における保護者支援につながっている(「保護者へのかかわりが大切」と回答した割合:99.1%、「前回の保育者研修以降、

保育や保護者とのかかわり等で変化があった」と回答した割合:94.6%)。

* いじめ防止子どもサミット

ネット問題を子どもと大人で考える県民フォーラムの開催(参加者約 350 人)。子どもと大人がネット問題について話し合うことで、学校や家庭でネット利用のルールづくりを進めるなど具体的な取組につなげるためのきっかけづくりになった。

いじめ防止子どもサミットをきっかけに、いじめやネット問題をテーマにした児童生徒の交流活動が市町村に広がりつつある。

* 教育相談体制の充実

スクールカウンセラー、心の教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカーの配置及び研修等の実施

スクールカウンセラー等の配置拡充により、課題を抱えた子どもたち への支援が着実に進んでいる。

スクールカウンセラー等の研修講座では、発達障害、トラウマ、ピアサポート、心理教育など、学校が抱える様々な課題や支援に焦点をあてたテーマを設定し、見識を深めるとともに、事例研修を行うことで、個々のスクールカウンセラー等の専門性は着実に向上している。

* 児童虐待に関する校内研修の実施

県内全ての公立学校での児童虐待に関する校内研修の実施

校内研修等への講師の派遣:17回

学校が虐待に関する危機感を持ち、ケースに応じた適切な対応を行おうと する意識は高まってきた。具体的に関係機関と連携した組織的な対応力を、 さらに高める必要がある。

4 高 齢 者

高齢者の人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいを持って生活していける 社会の実現に向けて、高齢者に対する理解を深めることや高齢者の人権について 関心を高める取組、高齢者の人権が尊重される取組を実施しました(取組数:39 件)。

* 県民が認知症に関する正しい認識や知識を身に付けるためのキャラバン メイトや認知症サポーターの養成等

住民を対象とした認知症サポーター養成講座への受講者数は 497 人とサポーターの養成は順調に進んでおり、平成 27 年度末に目標としていた 3 万

人を超える約4万人がサポーターとなった。 キャラバン・メイト養成研修(修了者:173人)

* 権利擁護研修会等の実施

施設管理者等を対象にした権利擁護研修会(参加者数:250人)、地域包括 支援センターへの支援・研修会(参加者数:39人)、圏域別の権利擁護担 当者意見交換会(参加者数:132人)

圏域別権利擁護担当者意見交換会の参加者からは、「他市町村の状況を知ることができた」「具体的なアドバイスがもらえた」といった意見があり、 日頃の業務に活かせる内容であった。

* 福祉サービスの利用支援

平成 27 年度日常生活自立支援事業利用者数:620 人

平成27年度日常生活自立支援事業契約締結数:92人

対象者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の方の状態により、「真にこの事業が必要な方」かどうか把握する必要があった。市町村社会福祉協議会が主体となって実施する体制となり、その把握がしやすくなっている。

5 障害者

障害のある人もない人も互いに支え合い、地域でともに生活し活動できる安全 安心な社会の実現に向けて、障害や障害のある人について正しく理解する取組や、 障害のある人の社会参加の推進や雇用の促進等についての取組を実施しました (取組数:43件)。

* 「障害者週間の集い」「障害者作品展」の開催

障害者週間の集い(参加者数:150人)については、ほとんどの参加者が「良かった」とアンケートに回答したが、「もっと多くの人にイベントに参加してもらい、障害を理解してもらいたい」「気軽に参加できるよう広報してほしい」といった意見もあり、障害の有無に関係なく参加できるイベントの構築や県民に広く周知するための広報の充実を図る必要がある。障害者作品展(参加団体:33団体・出品総数:9,323点)については、障害者施設・作業所等が制作した作品の展示、販売を通じ広く県民の理解を深めるとともに社会参加推進を図ることができた。

* 居住地校交流実践充実事業

特別支援学校の児童生徒が卒業後等に居住地に戻ったとき、地域社会の一

員として主体的に豊かな生活を送ることができるようにするための居住 地校交流の実施

平成 27 年度の居住地校交流実施校は 9 校で、児童生徒数は 36 人であった。各校の報告から把握した成果として、「年度を越えて交流回数を重ねることで、徐々に障害に対する理解が進んできており、子ども同士の関わりが積極的になってきた」「交流活動を通して、特別支援学校の児童生徒に自信がつき、学習活動に積極的になってきた」「特別支援学校の児童生徒が地域で声をかけられたり、近所の子どもが遊びに来るようになった」があった。

* 「ひとにやさしいまちづくり」の推進

「こうちあったかパーキング (障害者等用駐車場利用証交付制度)」の周 知やタウンモビリティ推進事業に対する支援

タウンモビリティ推進事業は、障害のある方が中心市街地に出かけ、人と ふれあうことで生きがいにつながる場となっている。

また、参加したボランティアのバリアフリー意識の向上につながっている。

* 就職アドバイザーによる就職率向上の取組

現場実習先や新規就職先の開拓のため、就職アドバイザーによる事業所訪問 訪問数:777 社、特別支援学校の就職率:29.8%(平成27年度卒業者)、県立知的障害特別支援学校の就職率:32.9%、県立知的障害特別支援学校就職希望者の就職率:81.6%

就職アドバイザーによる事業所訪問により、現場実習先や進路先の拡大につながっている。また、企業側からみた欲しい人材の情報収集を行い、作業学習にその情報を反映させている。

*「障害者職業訓練」の実施

知識・技能習得訓練コース(受講者数:12人・修了者 11人中6人就職)、 実践能力習得訓練コース(受講者数:14人・修了者 13人中 12人就職)、 特別支援学校早期訓練コース(受講者数:4人・修了者4人中3人就職)、 知識・技能習得訓練コースについては、就職率が54.5%、実践能力習得訓練コースは92.3%、特別支援学校早期訓練コースの就職率は75%となった。実習先企業の障害者雇用への理解と実習生の仕事への取組み姿勢等が評価された。

6-I エイズ患者・HIV感染者等

エイズ患者・HIV感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域でともに生活できる社会の実現に向けて、関係機関等と連携を図り、エイズ等についての正しい教育・啓発を実施しました(取組数:33件)。

* HIV検査・相談の啓発活動の強化

HIV検査普及週間(平成 27年6月1日(月)~5日(金))や世界エイズデー(平成 27年 12月1日(火))にあわせた啓発活動及びじんけんふれあいフェスタ(平成 27年 12月6日(日))でのパネル展示、啓発素材の配布等

検査・相談数の増加は見られないが、医療機関から届出のあるHIV感染者は、ここ数年増えていることから、時間外検査などの取組をさらに啓発する必要がある。

また、HIV検査及び相談に対する啓発活動は、HIV検査に対して関心を持ち、HIVに感染しながら日常生活を送っている人に対して支持的な環境を作るために必要である。

* エイズ拠点病院と連携した取組

拠点病院等職員を対象とした研修会の実施(参加者数:35 人)、拠点病院 等との連絡会、診療連携体制の構築(歯科診療、緩和ケア、療養型病床、 透析、訪問看護)

拠点病院等の関係職員を対象とした研修会や連絡会を実施することで、各病院間の顔の見える関係を築くことができた。診療連携の協力医療機関については、HIV感染者、エイズ患者が地域で身近に医療を受けるためにも、より多く増やしていくことが必要。

6-Ⅱ ハンセン病元患者等

ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現に向けて、ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける教育・啓発を実施するとともに、ハンセン病元患者等への支援を実施しました(取組数:32件)。

* ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発

じんけんふれあいフェスタで啓発冊子を配布した。

ホームページを更新し、啓発冊子の掲載や、厚生労働省「ハンセン病に関する情報ページ」へのリンクをはるなど、内容を充実させた。

* 中高生による療養所訪問の実施・ハンセン病元患者の里帰り事業の実施

中高生による療養所訪問 (参加校数:3校・参加者数:26人)、元患者の 里帰り (1組)、親族による療養所への訪問 (1組)

療養所を訪問した際、高知県人会との交流会でハンセン病元患者の講話を聞いて、中高生や引率の教諭が疑問に感じたことや更に聞いてみたい点など多くの質問が出され、人権問題について考える機会になった。

7 外 国 人

多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、 差別や偏見のない社会の実現に向けて、外国人との交流や異文化を理解し合う教育・啓発を実施しました(取組数:33件)。

* 異文化理解講座・異文化出前講座・国際交流員の派遣

異文化理解講座(参加者数:147人)、異文化出前講座(参加者数:234人)の実施、国際交流員の派遣(190件)

これまでなかった取組みとして、高知市以外での講座を開催し、これまで参加できなかった人が受講できるようになった。

* 国際ふれあい広場・ジュニア国際大学の開催

国際ふれあい広場 i n こうち (参加者数:約6,500人)、ジュニア国際大学 (参加者数:27人)の開催

継続して実施することにより、県民の国際理解の向上に寄与していると考えられる。

* 日本語講座と生活相談の実施

日本語講座(5講座・受講者数:66人)、生活相談対応件数:21件 県内で日本語を学べる場所は限られており、そうした中、国際交流協会の 開催する各種の日本語講座は、数少ない日本語学習の機会となるため、在 住外国人が本県で生活するうえでの大きな悩みの一つである言葉の問題 を解決する手段として有効である。一方、本県に在住する外国人数は全国 で下から2番目であり、また、外国語による相談が必要な外国人数はさら に少ないため、相談件数は決して多くはないが、国際交流協会や他団体の 事業を利用・紹介することは、外国人が生活するうえでの問題解決の一助 となり、多文化共生社会を実現していくうえで重要である。

8 犯罪被害者等

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を実施するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に取り組みました(取組数:33件)。

* 「総合的な対応窓口」の開設

「総合的な対応窓口」の全市町村設置により、県内の犯罪被害者等支援体制が強化された。

また、市町村職員向けのブロック会を初めて開催し、犯罪被害者支援の 理念や実務などの情報提供により、支援体制の充実を図った。

* 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

小学校 1 校、中学校 4 校、小・中学校 1 校、高校 3 校 計 9 校と、こうち被害者支援センターと連携し、当初の計画(5 校)より多くの学校で開催することができた(参加者数:1,511人)。

開催校から寄せられた感想文を警察庁主催の「全国作文コンクール」に応募したところ、高校生の部、中学生の部ともに、警察庁犯罪被害者支援室 長賞を受賞した。

* 犯罪被害者等支援に関する講演会・研修会の開催

交通事故被害者遺族による講演会(参加者数:120人)、交通事故被害者遺族(警察官)による講演会(参加者数:80人)

警察職員及び関係機関・団体職員の参加を多数得ることができた。

* 「犯罪被害者ホットライン」による相談受理

犯罪被害者ホットラインへの相談件数:22件

関係機関等への引き継ぎ、カウンセリングの実施等、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な対応を実施した。

9 インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない、安心して生活できる社会の実現に向けて、インターネットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を実施するとともに、起こった場合の対応方法等についての周知に取り組みました(取組数:36件)。

* 「親子で考えるネットマナーアップ事業」の実施

啓発用リーフレットの配付、ネット問題をテーマとしたPTA 研修等への

講師派遣 (37回)

「ネット問題」を子どもと大人で考える県民フォーラムでのアピールを受けて、各学校やPTA、家庭でネット問題についての具体的な取組を進める必要がある。特に、ネット利用に関するルールづくりの取組をどのように進めていくかが課題である。

* 啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示 人権啓発パネル「あなたは大丈夫?考えようインターネットと人権侵害」 を作成し、じんけんふれあいフェスタでパネル展示と啓発資料を配布した。

* 人権課題に関するコラムの新聞掲載

7回掲載のうちインターネットと人権をテーマにしたものの掲載 掲載日:平成27年12月21日(月)

* インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込み等への対応策の 周知

市町村人権施策主管課長会での周知 (参加者数:33人)

インターネットによる人権侵害の現状、対応状況、問題点について共有することができた。さまざまな機会を活用し、対応方法について周知徹底する必要がある。

10 災害と人権

災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実 現に向けて、災害時に人権への配慮ができるようにするための教育・啓発を実施 しました。

また、要配慮者等に対応した避難所の整備や運営、心のケア体制など、災害時の対応について、ハード面、ソフト面の充実に取り組みました(取組数:40件)。

*「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の実施

防災教育研修会への参加者は 594 人で、アンケートの感想欄には 「実際 に被災者した方からの体験談は、真に迫るものがあり良い話が聞けた」という感想が多く、学級活動で防災の授業をするうえでの指針となっている。

* 福祉避難所の指定促進

必要な物資・器材の購入に係る経費を補助する高知県福祉避難所指定促進等事業費補助金を活用したのは 17 市町村・52 施設であった。

福祉避難所指定数は34市町村183施設で、指定数は着実に増加している

が、大規模災害時に想定される要配慮者数に対しては不足が見込まれるため、更なる指定数増加・機能強化が必要である。

* 支え合いの地域づくり事業

「避難支援の手引き」(平成25年度作成)等を活用し、避難支援体制の構築を市町村に対し支援したことにより、災害時要配慮者避難支援体制の円滑な構築が進んでいる。

* 災害ボランティアセンター等体制強化事業

災害ボランティアセンター運営基礎研修(受講者数:119人)、災害ボラン ティアセンター中核スタッフ研修(受講者数:52人)等

研修を開催することで、各市町村社協での災害時の体制づくりの検討が行 えた。

* 自治体職員や住民を対象とした避難所運営訓練「HUG」の普及

避難所運営訓練 (HUG)研修への参加者数は 96 人であった。市町村や地域本部を通じて、訓練への参加呼びかけを行う必要がある。

* こうち防災備えちょき隊の派遣による防災対策の促進・BCP策定支援講座 の開催等

ホームページでのこうち防災備えちょき隊のPR、こうち防災備えちょき 隊派遣 (4事業所へ派遣)、事業継続計画(BCP)策定支援講座(受講施 設数:29施設、89人参加)

従業員 50 人以上の事業所 36 施設のうち 24 施設で事業継続計画(BCP) が完成した (67%)。

* 災害救助対策事業

災害応急救助研修(参加者数:323人)、災害救助法事務説明会(参加者数:約94人)

災害救助に関する正しい知識の普及啓発等のためには、継続した取組が必要である。

また、一般参加者は高齢者が多いことから、若い世代の参加者を増やす工夫が必要である。

* 災害時の心のケア体制の整備

市町村等の災害時支援者を対象とした「兵庫県でのこころのケア活動 - 発 災直後から復興期の支援 - 」研修会(参加者数:85人)

参加者アンケートに「とても良かった」「良かった」と回答した割合は 96% で、さまざまな職種の職員が、災害時の心のケアの必要性や重要性を認識

するとともに、具体的な活動について習得することができた。